

ねんきんコーナー



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方に比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年から起算して3年目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか

選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

(ナビダイヤル)

☎0570-0003-0004

(050から始まる電話からは)

☎03-6630-2525

◆受付時間

- ・月～金曜日
- ・午前8時30分～午後7時
- ・第2土曜日
- ・午前9時～午後5時
- ・祝日(第2土曜日を除く)
- 12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からかける場合は通常料金がかかります。

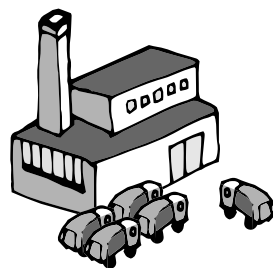
※「03-6630-2525」の電話番号にかける場合は、通常料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、かけ間違いにはご注意ください。

幡多クリーンセンター 年末・年始運営のご案内

幡多クリーンセンターより年末年始の運営のご案内です。

年末の受入最終日の12月29日と年始の1月4日は混雑が予想されます。粗大ごみと一般ごみは降ろす場所が違いますので、ごみは降ろしやすいよう荷台で整理して持ち込んでください。



◆年末

- ・12月28日(金)通常どおり
- ・午前9時～午後4時30分
- ・12月29日(土)
- ・午前9時～午後4時
- ・(正午～午後1時は昼休み)

◆年始

- ・1月4日(金)通常どおり
 - ・(正午～午後1時は昼休み)
- お問い合わせ

幡多クリーンセンター

☎311-2600

本庁住民課環境保全係

☎431-2800

年始の家庭ごみ臨時収集日について

年末・年始の家庭ごみの収集は、休日の関係で、月・木曜日の収集地区が、年末の最後の収集日より年始の収集開始日まで長期間ごみを出すことができなくなります。

対象となる収集日の地区の家庭ごみは、次のとおり収集することとしましたので、指定のごみステーションへ時間までにごみを出すようにしてください。

◆日時

1月5日(土)

◆対象地区

- ・大方地域
- ・家庭ごみ収集日が月・木の地区
- ・佐賀地域
- ・家庭ごみ収集日が佐賀①の地区

※1月5日(土)は、幡多クリーンセンターへの直接持ち込みはできません。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎431-2800

